

1

平成23年第2回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案

平成23年7月29日

議 事 日 程

平成23年7月29日

午前9時30分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選第 1号 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 選第 2号 副議長の選挙
- 第 7 承第 1号 専決処分の承認を求めるについて
- 第 8 認第 1号 平成22年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 2号 平成22年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 3号 平成22年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第 4号 平成22年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認第 5号 平成22年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議第12号 東濃西部ふるさと活性化基金条例の一部を改正するについて
- 第14 議第13号 平成23年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算（第1号）

選第 1号

議長選挙について

本組合議長選挙を行うものとする。

平成23年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合議会

臨時議長 多治見市議会議長 若尾靖男

選第 2号

副議長選挙について

本組合副議長選挙を行うものとする。

平成23年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合議会
議長

承第 1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

専第 1号

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成23年3月31日専決

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合条例第3号

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）において、被災した地域の看護師養成所に平成23年4月に入学する予定の者及び被災した者であつ

て被災した地域以外の看護師養成所に入学する予定のものが入学を希望した場合は、平成23年度に限り、第5条から第8条までの規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 入学試験については、入学する予定であった看護師養成所の入学試験を第5条に規定する入学試験とみなす。

(2) 入学の許可については、入学する予定であった看護師養成所の入学の許可を第6条に規定する入学の許可とみなす。

(3) 第7条第2号に規定する入学金及び同条第3号に規定する授業料は、全額免除する。

(4) 第8条に規定する施設整備協力金は、全額免除する。

3 東北地方太平洋沖地震において、被災した地域の看護師養成所に在学中の学生が転入学した場合は、平成23年度に限り、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 第7条第3号に規定する授業料は、全額免除する。

(2) 第8条に規定する施設整備協力金は、全額免除する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

認第 1号

平成22年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成22年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 2号

平成22年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成22年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 3号

平成22年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成22年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 4号

平成22年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成22年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 5号

平成22年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条
第3項の規定により、平成22年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

議第12号

東濃西部ふるさと活性化基金条例の一部を改正するについて

東濃西部ふるさと活性化基金条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

平成23年7月29日

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部ふるさと活性化基金条例の一部を改正する条例

東濃西部ふるさと活性化基金条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第3条第1項中「10億円」を「10億円以上」に改め、同条第3項を削る。

第5条中「収益」の次に「(以下「運用益金」という。)」を、「事業」の次に「(以下「振興整備事業」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該年度に運用益金を充てる振興整備事業がないとき、当該年度の振興整備事業に運用益金を充ててもなお運用益金に残額があるとき、又は次年度以降の振興整備事業にまとめて充てようとするときは、この限りではない。

第5条に次の1項を加える。

2 前項ただし書に規定する場合には、運用益金は、東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(処分)

第6条 管理者は、振興整備事業の財源として必要と認めるときは、基金のうち、10億円を超える部分について、これを取り崩すことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。